## 答 申

## 第1 審査会の結論

山形県病院事業管理者は、本審査請求の対象となった個人情報のうち、①登録時間、大分類、中分類、小分類、部数、患者名称、患者番号及び職員コード世代番号は、全て開示すべきである。また、②診療を担当した医師の職員名称、端末名称、職制コード、職制名称及び科名称は、開示すべきである。さらに、③個人が特定されない職員(診療を担当した医師以外の医師の指示のもと電子カルテにアクセスした職員を除く。)の職制コード、職制名称及び科名称については、開示すべきである。

#### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 〇〇 〇〇 氏は、令和3年7月9日、山形県個人情報保護条例 (平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。)第11条 第1項の規定により、実施機関である山形県病院事業管理者(以下「実施機関」という。)に対し、「子に関する山形県立中央病院の診療記録及びカルテのアクセスログ」の個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書を特定した上で、以下に掲げる「開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定(以下「本件処分」という。) を行い、「開示をしない理由」を付して、令和3年7月26日付け中病第360号個人情報一部開示決定通知書により、審査請求人に通知した。

#### 【開示をしない部分】

電子カルテのアクセスログ全て

#### 【開示をしない理由】

条例第12条第1項第4号該当

事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある

3 審査請求人は本件処分を不服として、令和3年10月25日に、行政不服審査 法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、審査庁である山形県病院事 業管理者(以下「審査庁」という。)に対し審査請求を行った。

4 実施機関は、令和4年1月20日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、開示をしない部分の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁からは、事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、 当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若し くは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるためと決定通知書には記 載があった。
- (2) 口頭では、医療職以外が電子カルテにアクセスしていると疑念を抱かれ、理解を得られないとのことだった。
- (3) しかし、審査請求人の勤務先は医療機関であり、職業上そのことを理解しているため、開示をしない理由には当たらない。
- (4) また、条例第12条第1項第4項が具体的にどのようなことのおそれを指すものなのか説明が不十分であり、電子カルテにアクセスした行為を開示、説明できないことは、余計に疑念を抱き、知る権利を脅かすものであり、個人情報保護の観点から権利侵害と言わざるを得ない。
- (5) 以上より、開示しない理由は、説明が不十分であり理由になっていないため、 電子カルテのアクセスログの開示を請求する。

#### 第4 実施機関の主張要旨

## 1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本 件審査請求の棄却を求めるものである。

#### 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当院では、患者が受診している診療科の医師以外の様々な職種の多くの職員が、診療や事務実施を遂行する上で電子カルテヘアクセスすることになっている。
- (2) 当院の医療業務の内実を知り得る立場にない者が、これらの体制や手法を 理解することは困難である。
- (3) 審査請求人の勤務先は医療機関であり、職務上理解していると主張するが、業務の手法はそれぞれの医療機関により異なり、理解できるとは言い難い。
- (4) したがって、アクセスログを開示した場合、審査請求人が想定し得ない分野からアクセスがあったことや、その回数、頻度といった表面的な事実のみを捉えて、当院の診療方針や事務・事業の実施に不要な誤解や疑念を与えることとなり、審査請求人との信頼関係を損なうことにより、本人の診療に関する当院の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。
- (5) よって、条例第12条第1項第4号により開示しないとした決定は相当なものである。

### 第5 審査会の判断

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人の子に係る山形県立中央病院の診療記録及びアクセスログ(以下「本件対象個人情報」という。)の開示を求め、これに対して、実施機関は本件処分を行ったものである。

#### 2 関係条文について

(1) 条例第12条第1項第2号の規定について

条例第12条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示事由として規定しており、同号ただし書において、「イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報(開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報・・・を除く。)」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここでいう「個人の権利利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に 照らして当該個人の権利利益が損なわれることをいうが、その「おそれ」があ るかどうかは、当該個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断することに なるものである。

また、ただし書き口は、公務員の情報も個人に関する情報ではあるが、職、 氏名及び職務遂行の内容に関する情報については、行政の説明責任の観点から 開示する範囲を拡大する取扱いとするものである。しかしながら、公務員等に ついても個人の権利利益は保護されるべきであり、特に氏名については、当該 公務員の私生活においても一般に用いられていることから、その生活に不当に 影響を与えるおそれがある場合については、不開示の取扱いとなるものである。

#### (2) 条例第12条第1項第4号の規定について

条例第12条第1項第4号は、「診療、指導、選考、相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示事由としている。

つまり、開示とすることにより、評価等の過程やそれらの基準が明らかになり、本人に悪影響を及ぼすこと、評価者等と本人との信頼関係を損なうこと、評価者等が正確な評価等ができなくなることなどの結果をもたらす場合も考えられることから、これらを防止しようとするものである。

#### (3) 条例第12条第1項第7号の規定について

条例第12条第1項第7号は、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共

団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定し、「次に掲げる」ものとして、監査、検査に係る事務、契約、交渉に係る事務、調査研究に係る事務、人事管理に係る事務などを規定している。事務・事業の性質によっては、開示することにより、当該事務・事業の適正な実施に支障が生じるおそれがあるため、これを防止する趣旨である。

ここでいう「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」とは、情報を開示する利益と県の事務・事業の適正な遂行を確保する利益との比較衡量により開示・不開示がなされる趣旨であり、したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであり、当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすなどのおそれがあるものである。

#### 3 不開示妥当性の検討について

当審査会において、本件対象個人情報をインカメラ審査によって確認したところ、不開示とした部分には、登録時間、大分類、中分類、小分類、部数、患者名称、患者番号、職員コード、職員コード世代番号、職員名称、職制コード、職制名称、科名称及び端末名称が記載されていることが認められた。実施機関は、これら全てについて、条例第12条第1項第4号に該当するとして本件処分を行ったことから、その妥当性又は他の不開示事由の該当性について、以下のとおり項目ごとに検討を行った。

#### (1) 登録時間

登録時間は、医師等が実際に電子カルテ端末から患者のカルテにアクセス した日時を表すものであるが、これは評価や判断を伴う事務に関する情報とは 言えないことから、条例第12条第1項第4号には該当しない。

また、実施機関に対して、登録時間を不開示にした理由について改めて確認 したところ、患者の滞在時間中に処理できない事務もあり、そのことが審査請 求人に疑念を持たれるおそれがあると主張する。

しかし、患者の滞在時間中に処理できずに、滞在時間外にアクセスすることは、通常想定されることである。審査請求人に疑念をもたれ、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、条例第12条第1項第7号にも該当せず、開示請求者以外の個人に関する情報

でもないため、当然に条例第12条第1項第2号にも該当しない。 よって、本件対象個人情報のうち、登録時間は開示すべきである。

#### (2) 分類

分類は、電子カルテにアクセスしたメニューを表すものであり、大分類、中 分類及び小分類に区分されるものであるが、その内容を確認しても、これは評 価や判断を伴う事務に関する情報とは言えないことから、条例第12条第1項 第4号には該当しない。

また、実施機関に対して、分類を不開示にした理由について改めて確認したところ、その分類名称は電子カルテシステムのメーカー固有の名称を用いている場合もあるため、患者等にそれが大きな誤解を与えてしまうおそれがあると主張する。

しかし、メーカー固有の名称が明らかになることで、患者等に大きな誤解を 生じさせてしまうおそれがあるとは考えにくく、当該事務若しくは事業の適正 な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、条例第12条 第1項第7号には該当せず、開示請求者以外の個人に関する情報でもないため、 当然に条例第12条第1項第2号にも該当しない。

よって、本件対象個人情報のうち、大分類、中分類及び小分類は開示すべきである。

#### (3) 部数

部数は、処方箋や注射箋などを帳票印刷した回数を表すものであるが、これは評価や判断を伴う事務に関する情報とは言えないことから、条例第12条第1項第4号には該当しない。

また、これら帳票が何回印刷されたかが明らかになったところで、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、条例第12条第1項第7号には該当せず、開示請求者以外の個人に関する情報でもないため、当然に条例第12条第1項第2号にも該当しない。

よって、本件対象個人情報のうち、部数は開示すべきである。

#### (4) 患者名称及び患者番号

患者名称は、カルテに記載された患者の名称であり、患者番号は、その患者に割り当てられた番号であるが、これは評価や判断を伴う事務に関する情報とは言えないことから、条例第12条第1項第4号には該当しない。

また、記載されている患者は、審査請求人の子であり、未成年者の法定代理人である審査請求人は、本人に代わって個人情報の開示請求をすることができるという趣旨からすると、患者名称と患者番号を開示したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれはなく、条例第12条第1項第2号には該当しない。そして、開示することで、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられないことから、条例第12条第1項第7号にも該当しない。

よって、本件対象個人情報のうち、患者名称及び患者番号は開示すべきである。

#### (5) 職員コード

職員コードは、病院の職員に割り当てられたコード番号であり、県の職員であれば県職員番号に当たるものであるが、これは評価や判断を伴う事務に関する情報とは言えないことから、条例第12条第1項第4号には該当しない。

ただし、職員コードは、県の職員であれば保険証に記載されている番号と同じものであって、保険証の番号は当該職員の私生活と密接に関連するものであることから、これが開示され、仮に不正に利用されるなどした場合に、当該個人の権利利益が損なわれる可能性が高いものであり、私生活に不当に影響を与えるおそれがある。

したがって、条例第12条第1項第2号本文に該当し、本件対象個人情報の うち、職員コードは不開示が妥当である。

#### (6) 職員コード世代番号

職員コード世代番号は、例えば改姓や職名変更をした場合の数を表すものであるが、これは評価や判断を伴う事務に関する情報とは言えないことから、条例第12条第1項第4号には該当しない。

また、実施機関によると、職員コード世代番号を用いた運用を実施しておらず、そこに記載されるのは全て 0 (ゼロ) であるとのことだったため、これを開示することで、個人の権利利益を害するおそれはないと考えられ、条例第12条第1項第2号には該当しない。そして、開示することで、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられないことから、条例第12条第1項第7号にも該当しない。

よって、本件対象個人情報のうち、職員コード世代番号は開示すべきである。

## (7) 職員名称

職員名称は、電子カルテにアクセスした者の氏名を表すものであるが、実施機関に対して、職員名称を不開示にした理由について改めて確認し、不開示事由の各号について、以下のとおり検討を行った。

#### ア 条例第12条第1項第2号該当性

- (ア) 条例において、公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報 については、行政の説明責任の観点から、開示の取扱いとしている。
- (イ) 実施機関によると、職員名称を開示した場合、請求人が電子カルテにアクセスした者を絞り込み、執拗に病態やアクセスの理由を問いただすことが懸念され、業務中だけではなく、勤務時間外における追跡等の行為が想定される。このような行為は、当該職員の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがあると主張する。
- (ウ) 公立病院における通常の医療は、私立病院で行われるものと相違なく、公権力の行使とは言えないとすれば、行政の説明責任として氏名等を開示する範囲を拡大する取扱いをすることが、必ずしも妥当であるとは限らないが、本県の条例においては、県立病院の医師や医師以外の職員は公務員である以上、相応の説明責任を有し、氏名等は原則開示となると解され、条例第12条第1項第2号は該当しない。
- (エ) なお、本件対象個人情報を見分したところ、事務職員の中には、委託 業者の氏名が散見されるが、委託業者は公務員とは異なることから、 条例第12条第1項第2号に該当し、不開示が妥当である。

#### イ 条例第12条第1項第4号該当性

- (ア) 条例は、上述したとおり、診療などの個人の評価や判断を伴う事務・ 事業に関する個人情報の中には、開示することにより、評価等の過程 やそれらの基準が明らかになり、本人に悪影響を及ぼすこと、評価者 等と本人との信頼関係を損なうこと、評価者等が正確な評価等ができ なくなることなどの結果をもたらす場合も考えられることから、不開 示とすると解しているものである。
- (イ) 実施機関によると、職員名称を開示した場合、自身の想定していな

い職員からのアクセスがあったことや、アクセスの頻度といった表面 的な事実といった、診療における過程等のみを捉えて自らの病態に対 して疑心暗鬼を生じさせるおそれがあると主張する。

そして、特に医師については、必要に応じて他の専門の医師に相談や照会をするコンサルテーションを行っており、そのことで自らの病気が悪化しているのではないかと疑心暗鬼になり、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に影響を及ぼすおそれがあると主張する。

(ウ) 確かに、医師については、主治医は診療の中において、専門性のある病態に関して、それを専門とする医師に照会や相談をするケースがあり、診療を担当する医師以外に、患者が想定していない医師が電子カルテにアクセスする場合がある。患者が想定していない医師の氏名が明らかになった場合、自らの病態に対して疑心暗鬼を生じさせ、患者本人に悪影響を及ぼし、当該事務事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれは十分にあり得る。

したがって、診療を担当する医師以外の医師の職員名称は、条例第 12条第1項第4号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、主治医等の診療を担当する医師については、電子カルテにアクセスすることは自然なことであり、それが開示されたとしても、患者本人に悪影響を及ぼすとは考えにくいことから、条例第12条第1項第4号は該当しない。

#### ウ 条例第12条第1項第7号該当性

- (ア) 条例においては、事務・事業の性質に着目し、県が行う事務・事業の 適正な実施を確保する観点から、その性質によっては、開示をするこ とで、適正な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示情報 に該当するとしている。
- (イ) 実施機関からの説明によると、適切な診療を行うために電子カルテで患者の情報を共有し、医療の安全のために医師及び周辺スタッフなどが電子カルテを何度も確認しており、職員名称を開示した場合、上述したとおり、診療における過程等のみを捉えて自らの病態に対して疑心暗鬼を生じさせ、さらに、当院の診療方針及び診療体制に対して

様々な疑念を生じ、当該診療業務に支障をきたすおそれがあると主張する。

また、アクセスした職員が特定され、病態やアクセスした理由などを問いただされることで、当該職員の電子カルテへのアクセスを委縮させ、当院が実施するチーム医療の診療体制に影響を与え、中核病院としての機能を著しく低下させ、今後の当院の診療業務に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

(ウ) 病院業務においては、医師や看護師、周辺スタッフ等が、直接、患者への診療業務に従事し、医療現場において様々な状況に対応している。また、チーム医療として医療に従事する多様な医療従事者各々の高い専門性をもとに、目的と情報を共有し、業務を分担しつつ連携・補足する医療提供体制が基本となっている。このような中で、これらの職員が適切な診療と医療の安全のために電子カルテにアクセスしている。このため、県立病院における診療業務の体制や実施の手法は、相当程度複雑であることから、職員名称を開示すれば、診療における過程等の表面的な事実のみを捉えて、当院の診療方針及び診療体制に対して様々な疑念を生じ、当該診療業務に支障をきたすおそれがあるという実施機関の説明は合理性が認められる。

また、医療に携わる職員の名称が開示され、自らの病態やアクセスの理由などを問いただされる場合には、職員が電子カルテへのアクセスに躊躇するなど、本来業務に委縮が生じ、医療における緊急対応時等において、多大な支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の説明も妥当なものである。

- (エ) しかしながら、主治医等の診療を担当した医師の場合、電子カルテにアクセスすることは自然なことであり、当該医師がアクセスすることが明らかになっても、患者が疑心暗鬼になるとは考えにくい。また、当該医師であれば、病態やアクセスした理由を適切に説明することができ、診療方針及び診療体制に対して様々な疑念を生じるとは考えにくい。
- (オ) したがって、主治医等の診療を担当した医師以外の職員名称は、条 例第12条第1項第7号に該当し、不開示が妥当である。

#### (8) 職制コード、職制名称及び科名称

- ア 職制名称及び科名称は、電子カルテにアクセスした者の職種及び所属する診療科の名称を表し、職制コードはその職制名称に対応するコードである。実施機関に対して、職制コード、職制名称及び科名称を不開示にした理由について改めて確認したところ、1名のみの職制や実質1名しかいない職種については、個人が特定されてしまい、また、職制名称と科名称を組み合わせることで個人が特定されてしまうと主張する。さらには、個人が特定されない職制名称や科名称であっても、その科に直接連絡するなどして自らの病態等を執拗に問いただし、他の診療業務等に支障を生じさせることが想定されると主張する。
- イ しかし、職制名称や科名称が開示されたとしても、それだけをもって 個人が特定されるとは考えられず、他の診療業務等に支障を生じさせる おそれがあるとは言えないことから、開示が妥当である。
- ウ ただし、診療を担当する医師以外の医師に係る職制コード、職制名称及 び科名称については、上記(7)イ(ウ)と同様に、患者が想定していな い職種や診療科が明らかになった場合、当該事務事業の適正な実施に支 障を及ぼすおそれは十分にあり得る。

また、主治医から照会や相談を受けた医師の指示のもとで、電子カルテにアクセスをした職員の職種や診療科が明らかになった場合、自らの病態に対して疑心暗鬼を生じさせ、患者本人に悪影響を及ぼし、当該事務事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれは十分にあり得る。

したがって、診療を担当する医師以外の医師及びその医師の指示のもとで電子カルテにアクセスをした職員の職制コード、職制名称及び科名称は、条例第12条第1項第4号に該当し、不開示が妥当である。

エ また、1名のみの職制名称や、実質1名しかいない職種(職制名称と 科名称を組み合わせることで個人が特定される場合も含む。)については、 上記(7)ウ(ウ)と同様に、当院の診療業務に支障をきたすおそれがあ るという実施機関の主張は合理性が認められる。

したがって、これら個人を特定する職制コード、職制名称及び科名称は、 条例第12条第1項第7号に該当し、不開示が妥当である。

#### (9) 端末名称

- ア 端末名称は、電子カルテにアクセスした電子カルテ端末の名称であり、 アルファベットと数字の組み合わせによって表されるものである。 実施 機関に対して、端末名称を不開示にした理由について改めて確認したと ころ、端末名称は各端末機にも表記されているものであり、それが開示 された場合、どの端末機から操作されたのかが分かり、それにより個人 が特定されてしまうと主張する。
- イ 電子カルテ端末の使用状況を確認すると、1人の職員が複数の端末を 用いたり、1台の電子カルテ端末を複数人で用いたりしているケースが 見受けられるものの、ほとんどの場合において、1人の職員が1台の端 末を使用していることから、端末名称が明らかになると、個人を特定す る可能性は否めない。この場合、上記(7)ウ(ウ)で説明したとおり、 当院の診療業務に支障をきたすおそれがあるという実施機関の主張は合 理性が認められる。

したがって、端末名称は、条例第12条第1項第7号に該当し、不開 示が妥当である。

ウ ただし、前述したとおり、主治医等の診療を担当した医師は、開示が 妥当であることから、その端末名称も同様に、開示が妥当である。

#### 4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

# 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
令和4年1月20日	審査庁から諮問を受けた。	
令和4年1月31日 (第62回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年3月4日 (第63回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年3月29日 (第64回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年5月10日 (第65回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年6月20日 (第66回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年7月21日 (第67回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年8月18日 (第68回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年9月26日 (第69回審査会)	事案の審議を行った。	
令和4年11月7日 (第71回審査会)	実施機関から口頭での説明を受けた。 事案の審議を行った。	
令和4年12月21日 (第73回審査会)	事案の審議を行った。	
令和5年2月9日 (第74回審査会)	事案の審議を行った。	
令和5年3月1日 (第75回審査会)	事案の審議を行った。	

## 山形県情報公開·個人情報保護審査会委員名簿

任期:令和3年4月1日~令和5年3月31日

氏 名	役 職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
薬丸有希子	弁護士	委員